

## 社会福祉法人みどりの福社会役員及び評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりの福社会の役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬)

第3条 役員および評議員に対し報酬を支給することができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

### (報酬の額)

第4条 報酬を支給する場合、その額は評議員会及び理事会出席につき日当及び旅費交通費として一日5,000円(所得税の源泉徴収後の金額)とする。その他の業務についてはこれを支給しない。

### (費用弁償)

第5条 役員及び評議員に対する費用弁償は、支給する報酬が旅費交通費として支給するものであることから、これを支給しない。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年9月16日から実施する。